

1～3類倉庫



- ・建屋型の倉庫
- ・施設・設備基準の分類により1類～3類倉庫の3つの類別に分かれる。
- ・**1類倉庫**は、冷蔵倉庫、危険品倉庫で保管する物品以外を保管する。
- ・**2類倉庫**は、1類倉庫に比べ防火、耐火性能が不要。
- ・**3類倉庫**は、2類倉庫に防水、防湿性能等が不要。

1

野積倉庫



- ・4～5類物品を保管する倉庫。
- ・柵や塀で囲まれた野積場で、鉱物、材木、自動車等を保管する。

2

水面倉庫



- ・5類物品を保管する倉庫。
- ・原木等を防護された水面で保管する。

3

貯蔵槽倉庫



- ・6類物品と1～2類物品のうちバラの物品を保管する倉庫。
- ・通称サイロやタンクと呼ばれ、「サイロ」には主として小麦、大麦、トウモロコシ等の穀物類が、また、「タンク」には糖蜜などの液状貨物が保管される。

4

危険品倉庫



- ・ 7類物品を保管する倉庫。
- ・ 建屋、野積、貯蔵槽等の倉庫により、危険物、高圧ガス等を保管する。
- ・ 危険品倉庫は、保管する物品の性質によって、それぞれ消防法、高圧ガス保安法、液化石油ガスの確保及び取引の適正化に関する法律、石油コンビナート等災害防止法の第1種事業所である場合など関係法の規定を満たしている必要がある。

5

冷蔵倉庫

- ・ 8類物品を保管する倉庫。
- ・ 食肉、水産物、冷凍食品など
10°C以下で保管することが適当な貨物を保管する。

温度帯によって階級が
分かっている
C3級～F4級



6

保管する物品の種類

- ・第1類物品 第2類物品～第8類物品以外のもの
- ・第2類物品 飼肥料、塩、皮革、石こう等
- ・第3類物品 ガラス、陶磁器、タイルなど(湿気または気温の変化で変質し難いもの)
- ・第4類物品 地金、鉱物など野積みで保管が可能なもの
- ・第5類物品 原木など水面保管が可能なもの
- ・第6類物品 容器に入れていない粉状、液状のもの
- ・第7類物品 消防法第2条の危険品、高圧ガス保安法第2条の高圧ガス)
- ・第8類物品 生鮮品、凍結品(10℃以下で保管することが適当なもの)



7

トランクルーム

- ・トランクルームは家財、美術骨董品、ピアノ、書籍等個人の財産を保管する倉庫。
- ・平成14年施行の倉庫業法により、トランクルームの認定制度が設けられている。
国土交通省により優良と認定されたトランクルームは、「認定トランクルーム」と称することができる。



8